

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
1	個人	① 改正第2条第1項第7号	痴漢について明文化されたのは重要な進展だと思う。特に通勤通学ラッシュの満員時は危険である。なかなか声を上げることが難しいほか立証も難しいので、積極的な取り締まりを求める。 (①～③について：差別や性暴力は倫理観や個人的な問題ではなく、社会構造や教育システムの問題。そのため、行政が受け身ではなく積極的に性犯罪を減らすように取り組んでほしい。ジェンダー差別のない社会で生きたいと思うので、一緒に取り組みましょう。)	本条例は取り締まりを目的とした条例ではありませんが、痴漢等、福岡県迷惑行為防止条例（昭和39年福岡県条例第68号）第6条の罪が性犯罪であることを改めて明記しました(改正前の条例でも定義上性犯罪に該当しましたが)。このことで、社会的な理解と対策が進むことを期待していますし、性犯罪の根絶に繋げていきたいと考えています。
		② 第11条	人権教育・啓発の推進について、義務教育における性教育の拡充をしてほしい。日本では性行為や避妊に関する知識を学習しないことが多いが、ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」では、9～12歳でどのように妊娠するのか、避けるのか、基本的な避妊方法について学習することを、12～15歳で意図しない妊娠を防ぐ効果的方法と、関連する効果について説明することを推奨している。 性に関する知識がないことで、不当な性被害に遭うことがなくなってほしい。海外の先進国では積極的に幼児期から性教育を行っており、タブー視するのではなく、むしろ子供たちを守るには正しい知識の伝達が重要だと思う。特に児童が悪ふざけ感覚で盗撮や痴漢を気軽にしてしまう問題には性教育の不足が考えられる。	ご意見のとおりだと認識し、本条例は、性暴力の根絶に向けた教育・啓発の取組を求めています。
		③ 第14条	相談体制の拡充について、相談窓口をもっと利用しやすいものにするように体制を整えてほしい。現時点でDVは高齢者・児童虐待と異なり、第三者による通報が義務ではなく努力義務になっているが、自治体が率先して通報を促して早期発見に取り組むようにしてほしい。 実際に受けた被害を語るだけでも大きな苦痛であるため、いかに相談窓口の存在に気付いてもらえるか、守秘義務の徹底などいかに安心して相談できるかは重要だと思う。被害者から直接声を上げにくいので、第三者が通報できるセーフティネットは効果が大きいと思う。	相談窓口の方々は、守秘義務を遵守し、相談者に寄り添い、大変な努力をいただいています。もちろん、相談窓口について皆さんの認知度を更にもっと上げることも重要であり、その存在の周知についてご協力いただければ幸いです。なお、通報の義務化につきましては、第三者からは、事情の把握が困難なことや被害者に危害が及ぶおそれもあることから、慎重な対応が必要と考えています。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
2	個人	① (全体)	<p>条例にセカンドレイプに関する記載がない。セカンドレイプ厳罰化に関して条例で明記することを検討してほしい。</p> <p>性暴力被害を告発した人が攻撃され2次被害を受ける「セカンドレイプ」は深刻である。性的暴行の被害者は、生涯にわたって、こころと身体に負ったトラウマと闘わなければならない。さらに被害者を苦しめるのは周囲の心ない対応や誹謗中傷、いわゆるセカンドレイプである。直接、またはネット上に些細な気持ちで書き込まれた誹謗中傷が被害者を二重、三重に苦しめる。さらには被害者の落ち度が責められ、加害者の罪が軽くなることも珍しくない。</p> <p>日本の司法もセカンドレイプが有罪であることを認めている。ジャーナリストの伊藤詩織氏が、自身の性暴力被害を巡り、ツイッターで虚偽の情報を投稿され名誉を傷つけられたなどとして、漫画家のはすみとしこ氏らに慰謝料などを求めた訴訟で、東京地裁の小田正二裁判長ははすみ氏らの名誉毀損を認める判決を言い渡している。</p> <p>福岡県でも性暴力が話題になっており、男女雇用機会均等法でも企業の中にきちんと相談窓口を作るように定められている。企業にもわか作りで窓口を作ったり、行政も相談のなかにいれたり、いろいろと動いている。しかし、相談を受ける側がセカンドハラスメントについての考え方や受け止め方を理解していないまま、相談窓口だけが広がっているのが問題である。セカンドハラスメントは、当該被害者に対してさらなる追い打ちをかけることに加えて、将来の被害者の口を封じる効果がある。“被害の声を上げるとこんな嫌な目に遭ってしまう”ということを学ばせてしまって、将来もしも被害に遭ったときに、声を上げづらい気持ちにさせてしまう。</p> <p>刑事手続の土俵に乗っても被害者の名誉やプライバシーが侵害されないような制度づくりをより一層進めるとともに、被害者の心身のケアに重点を置いた体制づくりをする必要がある。そのためには、セカンドレイプ厳罰化に関して条例で明記すべきである。</p>	<p>条例第2条第2項第6号及び第7号に規定している「二次的被害」は、いわゆるセカンドレイプ等を意味しており、第6条の県民の責務に、二次的被害を発生させないことを規定しています。</p>

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
2	個人	② (全体)	<p>性暴力について、学校教育で教える。 条例に学校教育に関する記載がない。性暴力の根絶に資する総合的な教育又は啓発を行うよう、条例に記載することを検討するべきである。</p> <p>現在、福岡県では性暴力に関する教育を徹底していない。「性暴力とは何か」ということが知られていない社会では、自分は被害に遭ったと思っていなくても、実は被害に遭っている人が多く存在することが研究で明らかにされている。性暴力は被害に遭ったことのある人や支援者だけの問題ではなく、社会全体の問題であり、教育の重要性が無視されている。</p> <p>茨城県では、「茨城県性暴力の根絶を目指す条例令和4年11月21日条例第43号(令和5年9月29日施行)」にて、第16条 県及び市町村は、その設置する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(次項において「学校」という。)に在籍する子ども、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(次項において「認定こども園」という。)に在籍する子ども(3歳以上の者に限る。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(次項において「保育所」という。)に在籍する子ども(3歳以上の者に限る。)並びにこれらの子どもの保護者に対して、その発達の段階に応じた性暴力の根絶に資する総合的な教育又は啓発を行うよう努めるものとする。</p> <p>と明記している。福岡県でも、性暴力に関して子どもに詳細に教えることで、自覚のない性暴力被害の発見や性暴力に関する市民の意識向上を目指すことができる。教育のなかで、あるいは社会が、性暴力はどのようなもので、どのくらい深刻なもので、どういうふうに声かけを周りの人がしていくのかということ伝えていく必要がある。</p> <p>「体操服で隠れる所と口をことばで確認せずに相手の大事などところを見たり触ったり、自分の大事などところを見せたり触らせたりすることがあれば、それは性の境界線が守られていない、つまり”性暴力”になる」ことを教えることで、子ども及び教育に関する職務に従事する者等の関係者は自分を守るために必要な知識をつけることができる。</p> <p>よって、茨城県に習い、性暴力の根絶に資する総合的な教育又は啓発を行うよう、条例に記載するべきである。</p>	<p>条例第11条に、性暴力根絶等に関する教育活動について規定しており、この教育においては、まず、性教育が基本になるものと考えています。</p> <p>なお、本県の条例と茨城県の条例の該当規定の趣旨は同じと考えており、仮に運用面に差異があるとすれば、茨城県の具体の施策を参考とすることも有意義だと考えます。</p>

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別		該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
2	個人	③	(全体)	<p>防犯カメラ導入の徹底。 電車内での痴漢防止のため、①全車両（特に電車の乗車口付近、車両連結部分、端の座席）、②混雑した駅の改札口へ防犯カメラを導入を徹底させてほしい。</p> <p>警察庁の調べによると、被害件数が最も多いのは7:00～9:00の通勤ラッシュ時である。人が多く痴漢しても犯人と特定されにくいことが原因として考えられている。防犯カメラを導入することで、痴漢現場の証拠として提示でき、犯罪行為を証明するための決定的な証拠となる。防犯カメラ導入の徹底を行うことで、犯人が容疑を否認した場合の真実を確かめる場合にも使えるため、冤罪を防ぐメリットもある。混雑した車内では犯人が特定しにくいケースもあり、被害者が誤って犯人を特定する可能性もあるためだ。また、犯罪行為に対するプレッシャーとしても防犯カメラは作用する。車内を監視していることが犯人に伝われば、逮捕されることを恐れて痴漢行為を避ける。</p> <p>同じ理由から、③薄暗い路地や④街灯の少ない公園や道路にも防犯カメラを多く設置してほしい。防犯カメラを設置すれば、痴漢を含む全ての性暴力への抑止力が働く。福岡県が目指す、性暴力の撲滅に貢献できる。</p>	<p>公共の空間における防犯カメラの導入は、街頭防犯カメラ設置推進に関する県警察本部の取組のほか、ご意見の②の箇所は鉄道事業者等が、③及び④の箇所は管理主体である自治体等が、県のガイドラインも参考としながら設置に向けて取り組まれています。また、自治体、自治会等の取組に対する県の助成制度もあります。</p> <p>さらに、①の電車内については、国の指導基準も策定されていますが、「防犯カメラ導入の徹底」とのご意見の趣旨が、仮に、本条例による設置の義務化等にあるといたしますと、管理権限や費用負担の問題に加え、プライバシー保護の問題等との関係もあり、条例ではなく、法律による措置が必要と考えています。</p>

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
3	個人	① 改正第4条第2項第5号	<p>施設等の改善のための県の責任において予算措置を講ずる旨を明記することを望みます。</p> <p>県内においては学校施設として屋外プールを設置している学校などは年々減少しているが、まだ、幹線道路や生活道路に面して屋外プールが設置されている所は多い。しかし、昨今誰もが簡単にデジタル画像を撮影できる機器を持ち歩くことが一般的で、また、水泳学習におけるユニホームが旧来の形式のままの学校も少なくない。外からの視線にさらされたまま、水泳指導がなされているのが現状ではないか。個々の認識の改善を促す前に、施設を改善し、外部の視線にさらされることなく、安心して活動ができる環境改善を望む。例えば、道路に面した施設の周囲は防護壁を設置する、管理棟から離れた施設の使用時は、事前に指導者が安全点検を実施するなどの、具体的な措置についての記載がなければ予算化が困難なのではないか。</p>	<p>ご指摘の学校施設における性暴力が発生しにくい環境の整備については、市町村や私学が管理するものが大半であり、第一義的にはこれらの主体の責務です。また、大きな財政負担を伴いますから、どのように整備するのが適切か、必要性や時期、内容等について自主的に検討していただく必要があります。これを県条例で義務付けたり、これらの主体に代わって県で整備するといったことは、県の過剰な関与になりかねませんし、納税者である県民の理解を得られるか不明であり、慎重な対応が必要と考えます。</p>
		② 第9条第1項及び第16条第2項、第3項	<p>現在、学校現場において「性暴力対策アドバイザー派遣事業」が実施され、本条例に規定される限り県の責任において実施の継続があるものと期待する。その学習内容においても、ぜひ、項目の内容を学校現場の教職員の研修内容に位置づける必要がある。また、アドバイザー事業の内容においても、性暴力に関する知識の周知の充実を望む。</p> <p>令和2年から先行・検証が行われ、令和4年度から全校実施されている「性暴力対策アドバイザー派遣事業」の実施においては、学校教育の中で「性に関する指導」が実施されていることが前提で、性暴力防止の関わる指導がアドバイザーより実施されているのではないかとと思う。しかし、学校での現状は人権やジェンダー平等の視点での「性に関する指導」が県が発行している指導案などを活用しながら、十分に実施される時間はなく、また、教員自身も学習に機会がないままにある。ぜひ条例においては子どもに関わる施設に勤務する関係者には必要な研修が実施され、また、自らが実践できる知識や技能を身に着ける機会を保障するのが必要ではないか。さらに県として具体的なカリキュラムの提示や多様な活用しやすい教材の開発や作成がなされることを希望する。</p>	<p>積極的なご意見ありがとうございます。ご意見の趣旨は、担当部局にお伝えいたします。</p>

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
4	個人	(全体)	改正に賛成である。 性被害の新たな課題にも対処できるよう、条例も更新していくのは大事なことだと思う。条例の改正が行われることで、抑止力としても働き、未然に防げる行為を増やせる可能性が十分にあるから活動があるのは良い影響を与えてくれると思う。	ご理解、誠にありがとうございます。
5	個人	① (全体)	「痴漢や盗撮」、「性的グルーミング罪」を「性犯罪」と明文化し、追加されたことは良いと思う。そのような行為は「犯罪」であり、「許されない」という認識が社会的に当たり前となることを願う。	重ねて、ありがとうございます。県議会としても、社会的な理解の醸成に取り組んでまいります。
		② (全体)	今回の改正は、「性被害の新たな課題への対応」とのこと。そのためにも、条例の目的にある「性暴力の根絶」への具体的な施策、そして、「被害者支援」のさらなる充実した対応を求める。啓発のための動画やパンフレットを拝見したが、「被害者＝女性・子ども」をイメージした内容やイラストが多いように感じた。(改正案にある「グルーミング」では、ジャニーズ問題で明らかになったように、被害者は男性である。また、高齢者への性犯罪もある。)また、「被害にあわない」ための啓発も必要だが、「加害をしない」という強いメッセージを打ち出すことも必要。 そして、「被害者支援」のためには、それを担う機関の体制が重要。特に、直接被害者に対応する相談員の仕事や責任は重いと思われる。その職の求人募集内容を見ると、契約期間が定められた雇用だが、良い支援のためには、安定した雇用、仕事に見合った待遇、相談員をバックアップする体制作りは大前提である。現場で働く相談員の声聞き、取り入れ、反映することがより良い被害者支援のために必要不可欠かと思う。	貴重なご意見ありがとうございます。ご指摘の点は、所管の部局に伝えさせていただきます。
		③ (全体)	県は、率先規範(第10条)にあるように、県民の模範となるべく、新人研修・管理職研修・人権研修など、様々な人事研修の際に「性犯罪や性暴力の現状」を周知、根絶に向けて取り組んで頂きたい。	貴重なご意見ありがとうございます。ご指摘の点は、所管の部局に伝えさせていただきます。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・ 団体の別	該当 条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
6	個人	(全体)	<p>今回の改正に伴い、「性犯罪」「性暴力」の定義規定が明記され、全体的に内容が増えたことについては嬉しく思うが、性暴力を根絶するためには幼児期からの正しい性教育こそが一番の近道ではないかと思う。</p> <p>ユネスコの国際セクシュアリティ教育ガイダンスによると世界の標準的な性教育は「5歳から」だそうだ。3歳～5歳でも性犯罪に巻き込まれるリスクはあるため、子ども自身が自分の大切な体を守るためにも幼児期の性教育はとても大切なことだと思う。</p> <p>性犯罪の多い福岡県からこういった取り組みを強化して、性犯罪によって傷つく人が一人でもいなくなることをお願いしたい。</p>	<p>ご指摘の点は、同感です。しかし、性教育を行う監護者や幼児保育等に従事する大人が正しく理解し、幼児にも分かりやすく伝える知識・経験を積むことが大前提でもあります。多方面の取組を、一歩、一歩、進めていく必要があると考えます。</p>

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
7	個人	① 第4条など	<p>アスリートへの盗撮など性暴力の範囲を広げて規定し啓発するのはよい。</p> <p>痴漢や盗撮が性暴力であり、重大な犯罪であることの啓発が必要と思う。</p>	ご理解ありがとうございます。
		② 第11条 第12条	<p>性暴力根絶に向けた教育・啓発活動を充実させるため小学校低学年から毎年「性教育」を実施できるようにする。また、保護者も含めた研修の機会を作る。</p> <p>性暴力の根絶には人権教育が重要であり、「包括的性教育」が学校教育に盛り込まれて行かなければ長期的な展望が持てないと思う。</p>	限られた授業時間、財源と人材の制約の中で取組は少しずつ進んでいます。ご提案の趣旨は、担当部局にお伝えします。
		③ 第18条 第19条	<p>性暴力加害者対策として県や市町村が加害者更生プログラムを実施できるようにし、加害者に受講を義務付ける。</p> <p>被害者支援と同時に、加害者の更生が可能となるように制度を充実させてほしい。</p>	県による加害者更生プログラムは条例の規定に基づき受講可能ですが、義務付けについては、刑期を終えた後の加害者の人権の問題もあり、困難と思います。また、市町村による実施については、刑期を終えた加害者のプライバシーの保護の観点から、また、予算や人材の観点から困難と考えます。
		④ 第14条	<p>被害者支援を充実させるために、相談窓口体制を強化し、相談員の待遇改善と増員をできるように財政的な裏付けを行う。</p> <p>被害者に寄り添った支援を行うには、相談員が安心して働ける条件整備が必要だと考える。</p>	ご意見の趣旨は、担当部局に伝えます。

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
8	個人	① 第5条 第10条	<p>・ 県議会が、学校やスポーツ施設などで性的な意図で同意を得ずにアスリートや生徒の姿を撮影する行為を「性暴力」と定め、未然に防ぐための啓発活動などを県や事業者を求める内容の素案は良い。</p> <p>「痴漢や盗撮」、「性的グルーミング罪」は明らかに「性犯罪」である。</p> <p>・ 第10条には、知事は、県議会議員その他福岡県職員は、性暴力の根絶に率先して取り組むとある。しかし、本日（令和6年1月24日）の西日本新聞朝刊によると、「盗撮容疑の40代男性警部補を、2020年8月～23年1月、女性従業員を盗撮したとして書類送検していた」「昨年12月14日に減給6か月の懲戒処分とし、警部補は依願退職した」と。「県警は『公表対象の事案ではない』として発表していない」と報道されていた。</p> <p>・ 昨年飯塚議会で議員による議員へのセクハラ発言があったが、単に研修だけで済まされるものではない。</p>	<p>今回の条例改正の趣旨についてのご理解、誠にありがとうございます。</p> <p>研修等による条例の趣旨の周知に引き続き努めてまいります。</p>
			<p>県は、率先規範（第10条）にあるように、県民の模範とならないといけない。この処置に啞然とした。県民感覚からすると、公表は当然で、県警が犯罪を犯して減給6か月の懲戒処分ではすまないと思う。部署を上げての責任と研修が問われるべきだと思う。</p>	
		② 第13条など	<p>パブコメが、1/11～1/24というのは期間が短すぎ。</p> <p>新聞を読んで、標記トピックスをホームページから探そうとしたが、既に削除されてみることはできなかった。締め切り日いっぱいは見れるようにしておくべき。</p>	<p>パブコメ期間は、通例に従ったものだったが、広報・啓発の機会となることは、ご意見のとおりであり、今後の参考とさせていただきます。</p>
		<p>県民に意見募集することは、性暴力根絶等に関する広報・啓発等にとってまたとない機会と思うから。</p>		
		③ 第19条	<p>性暴力の再犯率が高いのは、加害者を野放しにし、教育をしていないからである。加害者に対してジェンダー平等に基づく、加害者プログラムを実施すべきで、条例に明記し、県がプログラムの開発や加害者プログラムに沿った研修を実施してほしい。</p>	<p>加害者への教育その他のアプローチが重要であることはご意見のとおりです。一方で、加害者の人権への配慮も必要で、義務ではなく任意の措置ですが、条例第19条第2項に加害者プログラムの提供について規定しています。</p>
			<p>加害者プログラムを実施しなければ性犯罪を根絶できない。</p>	

パブリックコメントで提出された意見と県議会の考え方

No.	個人・団体の別	該当条文	意見と理由 (上段：意見、下段：理由)	県議会の考え方
8	個人	④ 第12条	<p>県は、包括的性教育を初等教育から実施すること。 性暴力対策アドバイザーの今後の育成、派遣、教育活動に期待するもの。性暴力根絶等に関する研修等は、加害者にも被害者にも傍観者にもしない、ならない予防教育が重要である。そのために、ジェンダー平等に基づいた幼児教育からの年齢に応じた包括的性教育が必要と思われる。 事業計画では、公立の小学校低学年、中学年は、令和6年以降も希望校実施となっているが、私立学校も含め、全校実施にすべき。</p> <hr/> <p>幼少期からのジェンダー平等教育が大切。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 ご指摘の点は、所管の部局に伝えさせていただきます。</p>
		⑤ 第11条 第14条	<p>アドバイザーや相談員の待遇改善。 専門の相談員による相談、専門的な知識や経験を有する専門家とあるが、多くは期間の定めのある会計年度任用職員による相談員やアドバイザーではないか。相談員やアドバイザーの待遇改善を希望する。</p> <hr/> <p>現状の会計年度任用職員は、期間の定めがあり、経済的自立をするには条件が悪すぎる。 いい仕事をするためには、待遇をよくしなければならない。</p>	